(注)

a 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により平成二十六年一月十二日に公表されたレバレッジ比率の枠組みと開示要件と題する文書の表1及び表2に記載された番号をいう。

b 連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。

c 本様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

d 本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額が無い場合は行を削除せず、「―」を記載すること。

(信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正)

第二条　信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項前段中「国内基準金庫」の下に「の半期（四月から九月までの半期をいう。次項及び第八条において同じ。）」を、「限る。）」の下に「のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」を加え、同項後段を次のように改める。

　この場合において、同条第一項中「第百三十二条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第百三十五条第一項に規定する」と、「事業年度に係るものに限る。）」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」と、同条第二項中「しなければならない」とあるのは「するものとする」と、同条第四項第一号ホ中「をいう」とあるのは「をいう。第五条第一項第三号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第六号中「除く。次条第四項第七号において同じ」とあるのは「除く」と読み替えるものとする。

第四条第二項中「国内基準金庫」の下に「の半期」を、「限る。）」の下に「のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」を加え、同項後段を次のように改める。

　この場合において、同条第一項中「第百三十五条第一項に規定する」とあるのは「第百三十三条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第百三十三条第一項に規定する」と、「連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第七条第一項において同じ。）に係るものに限る。）」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」と、同条第二項中「しなければならない」とあるのは「するものとする」と、同条第四項第二号ホ中「をいう。第五条第二項第三号において同じ」とあるのは「をいう」と読み替えるものとする。

第七条第一項中「定量的な開示事項」の下に「並びに連結レバレッジ比率（自己資本比率告示第十九条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。第五項並びに第九条第二項第十二号及び第十三号において同じ。）に関する開示事項」を加え、同条に次の二項を加える。

5　第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　連結レバレッジ比率の構成に関する事項

二　前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

6　前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号により作成しなければならない。

第八条第一項前段中「国際統一基準金庫」の下に「の半期」を、「限る。）」の下に「のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」を加え、同項後段を次のように改める。

　この場合において、同条第一項中「第百三十二条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第百三十五条第一項に規定する」と、「事業年度に係るものに限る。）」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」と、同条第二項中「しなければならない」とあるのは「するものとする」と、同条第四項第一号ヘ中「をいう。第九条第一項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第七号中「除く。次条第四項第八号において同じ」とあるのは「除く」と読み替えるものとする。

第八条第二項中「国際統一基準金庫」の下に「の半期」を、「限る。）」の下に「のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」を加え、同項後段を次のように改める。

　この場合において、同条第一項中「第百三十三条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第百三十五条第一項に規定する」と、「連結会計年度に係るものに限る。）」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」と、「並びに第九条第二項第十二号及び第十三号において同じ」とあるのは「において同じ」と、同条第二項中「しなければならない」とあるのは「するものとする」と、同条第四項第二号ヘ中「をいう。第九条第二項第七号において同じ」とあるのは「をいう。）」と、同条第五項第二号中「前連結会計年度」とあるのは「前半期（四月から九月までの半期をいう。）」と、同条第六項中「しなければならない」とあるのは「するものとする」と読み替えるものとする。

第九条第一項及び第二項中「金融庁長官が別に定める事項」の下に「のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」を加え、同項に次の二号を加える。

十二　連結レバレッジ比率の構成に関する事項

十三　前四半期の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

第九条第三項中「別紙様式第五号により」の下に「、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第六号により」を加える。

別紙様式第五号の次に次の一様式を加える。

(別紙様式第六号)

（単位：百万円、%）

国際様式（表2）の該当番号	国際様式（表1）の該当番号	項目	当期末	前期末
オン・バランス資産の額　(1)				
1		調整項目控除前のオン・バランス資産の額		
1a	1	連結貸借対照表における総資産の額		
1b	2	連結レバレッジ比率の範囲に含まれない子法人等の資産の額（△）		
1c	7	連結レバレッジ比率の範囲に含まれる子会社の資産の額（連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。）		
1d	3	連結貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額（△）		
2	7	Tier 1資本に係る調整項目の額（△）		
3		オン・バランス資産の額　(イ)		